

# 津山市城西地区防災計画

令和2年 1 月

〔 城西まちづくり協議会 〕

# 目 次

1. 城西地区防災計画の基本方針 …平常時はまちづくり、非常時は助け合い…など
2. 計画策定地区と策定主体 …町内名、世帯数、人口
3. 地区で予想される災害
4. 自主防災防犯組織 …組織図（個人名記入なし）
5. 各班の活動 …各班の活動内容（災害時避難行動要支援者についても記載）
6. 災害対策配備フロー …災害発生時の地域の動き
7. 連絡網 …町内会長ルート、防災防犯部員ルート（個人名記入なし）
8. 津山市の防災体制 …避難所、津山市役所、消防署、津山警察署、など
9. 医療機関 …緊急時に必要と思われる施設名と電話番号
10. 避難所運営マニュアル
11. 城西地区の防災体制  
…15 町内会役員（会長、副会長）と電話番号、防災防犯部員名と電話番号
12. 別添
  - ・名前が入った組織図
  - ・名前が入った連絡網
  - ・備蓄品一覧
  - ・防災マップ
  - ・見守り台帳フォーム
  - ・自主防災防犯運営協議会規約

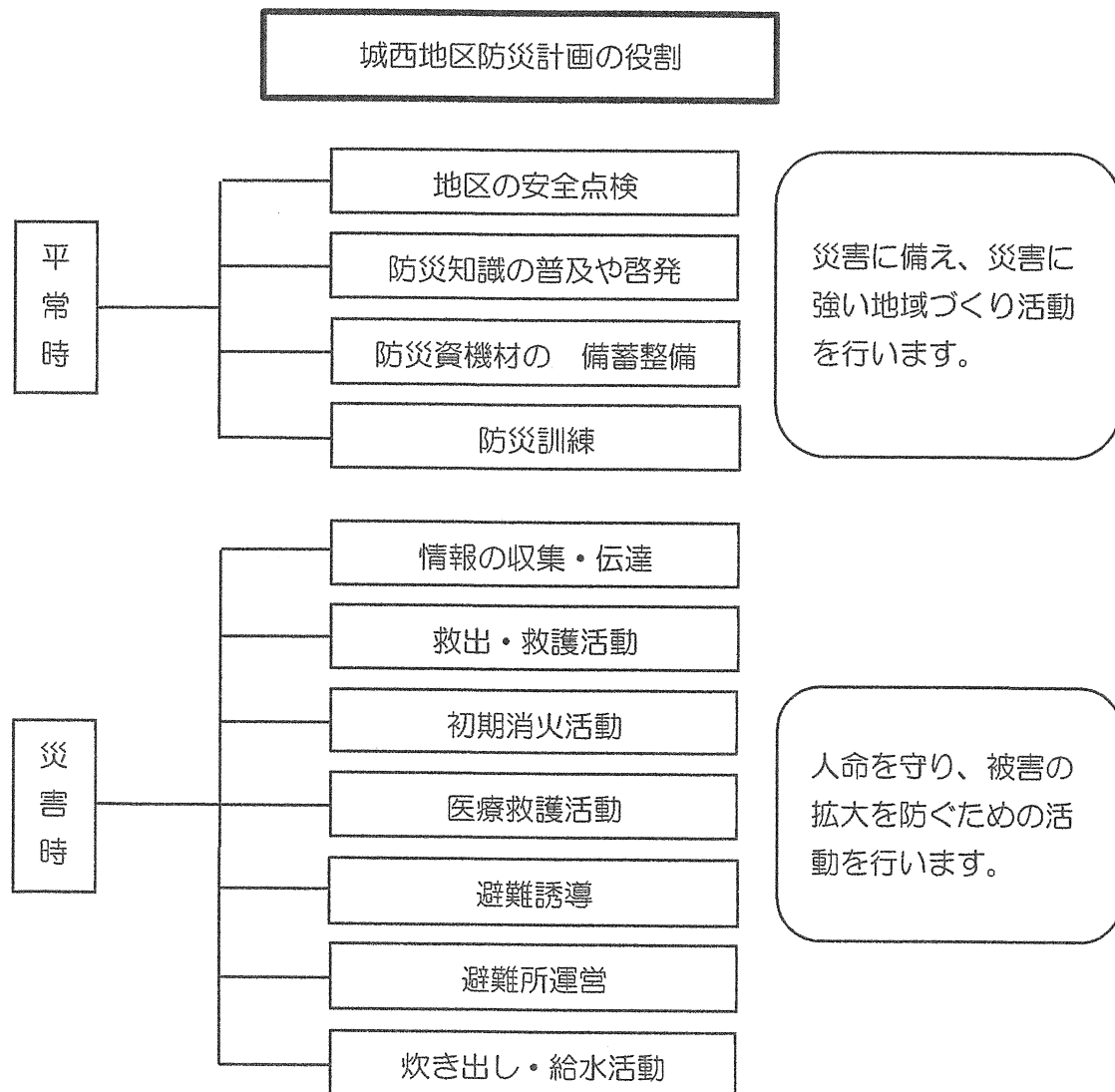
## 1 基本方針

災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そのようなとき、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。

これまで起こった災害では、地域住民の声かけで避難して難を逃れた、また、地域住民が被災者の救出に当たって命が救われた、などの例がたくさんあります。災害時には、「自助」「公助」とともに、地域で助け合う「共助」が重要です。

津山市城西地区は、平素より「城西まちづくり協議会」の組織で、子どもから高齢者まで、互いに支え合い、見守る地域づくりを進めてきました。「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、さらに災害に強いまちづくりを進めます。

この取組を計画的に推進するため、連合町内会城西支部が核となっている「城西まちづくり協議会」が「城西地区防災計画」を定め、地域住民全員が、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組みます。



## 2. 計画対象地区と策定主体

## (1) 計画対象地区

「城西地区防災計画」は次の地区を対象として定めます（50音順）

（平成30年度国税調査）

対象地区名	世帯数	人口	町内会長	連絡先
笠松	95			
茅町	75	140		
新茅町	13	31		
神田	350			
新屋敷	120			
西陵団地	69			
田中	410			
鉄砲町	130	345		
西今町	68	149		
西新座西	80			
西新座東	70			
西寺町	53	202		
西寺町東	38			
宮脇町	27			
安岡町	62	166		
(小田中)		3,380		
合計	1,660	4,413		

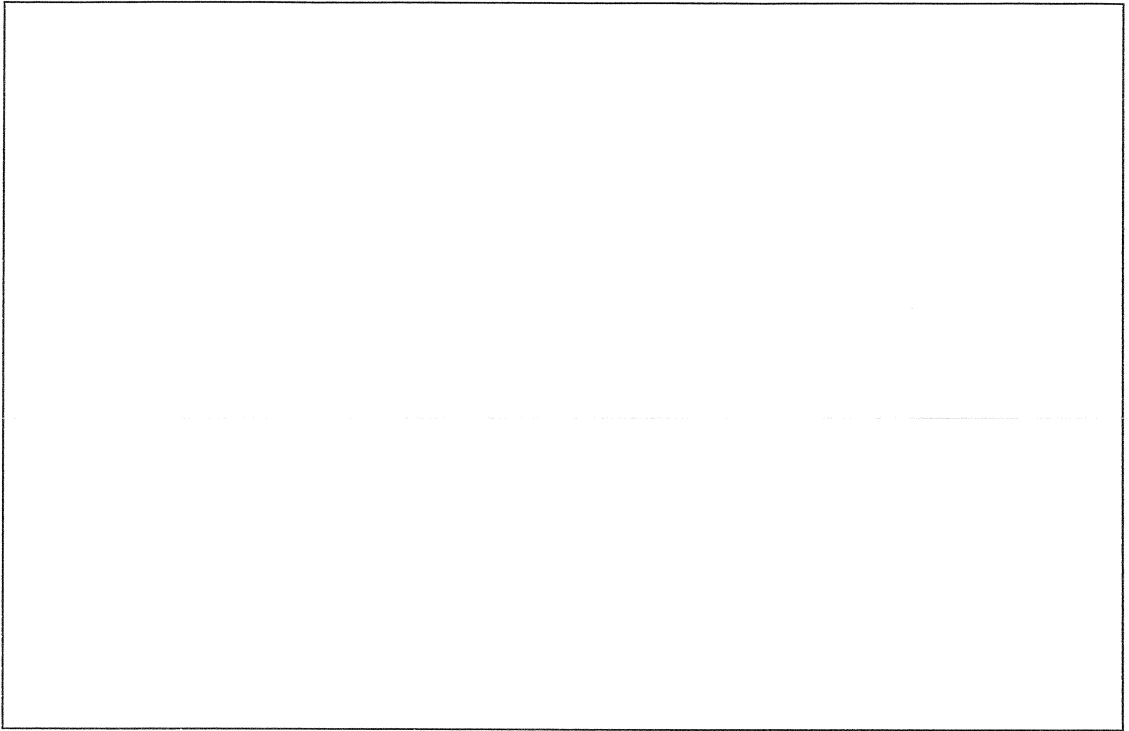
## (2) 計画策定主体

「城西地区防災計画」は下記の団体が定めます。

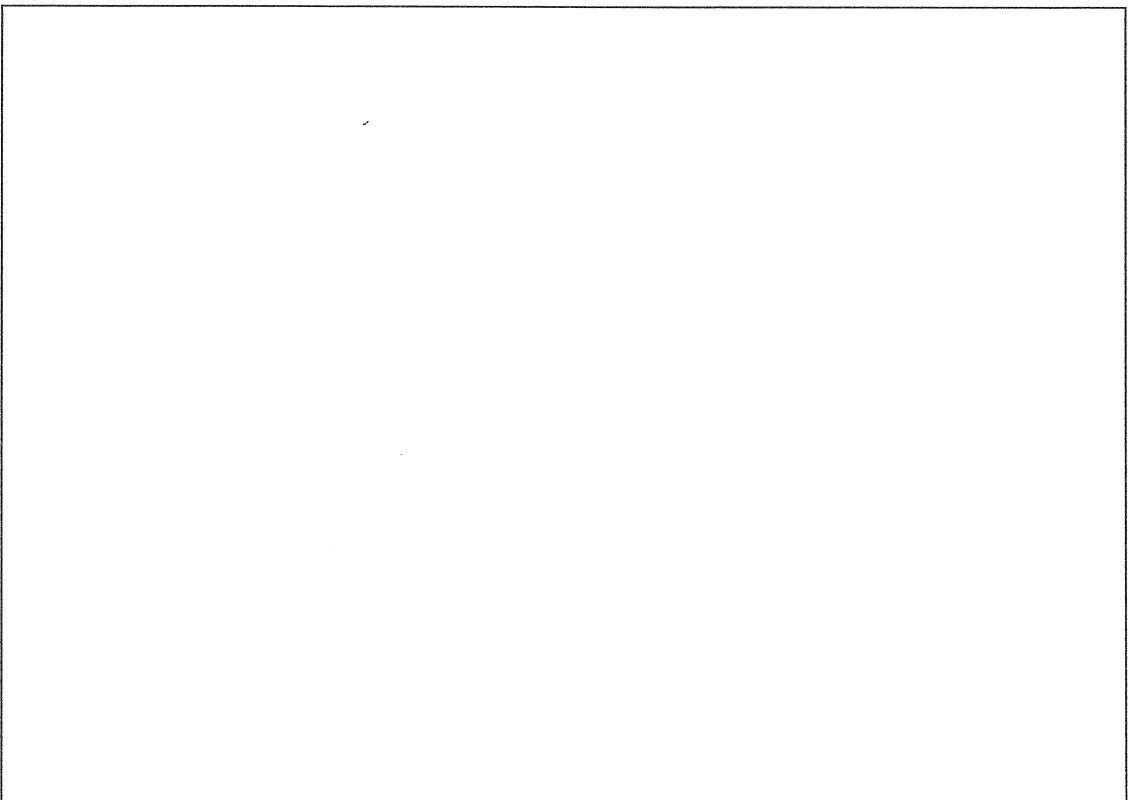
団体名称	所在地	備考
城西まちづくり協議会	事務局 津山市小田中 1312-10 (津山市城西公民館内)	

3. 地区の特性と予想される災害

(1) 地区の特性

A large empty rectangular box with a thin black border, intended for describing the characteristics of the region.

(2) 予想される災害

A large empty rectangular box with a thin black border, intended for describing the disasters expected in the region.

城西支部自主防災防犯協議会 組織図

津山市消防団 城西分団
団 長 : 〇〇〇〇〇

本 部 長
〇〇〇〇〇 (町内会名・役職)

部 長
〇〇〇〇〇 (町内会名・役職)

部 長
〇〇〇〇〇 (町内会名・役職)

部 長
〇〇〇〇〇 (町内会名・役職)

副 本 部 長
〇〇〇〇〇 (町内会名・役職)

防災防犯本部・事務局 (城西公民館)
《本部長》 〇〇〇〇〇 《副本部長》 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇
《事務局》 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇
・ 関係団体 (行政・消防署・警察・地元消防団等) との連絡 ・ 水害時などにおける町内間の支援体制づくり

防 災 担 当 班		防犯担当班
防災・防火班 《班长》 〇〇〇〇〇 (町内名) 《副班长》 〇〇〇〇〇 (町内名) 〇〇〇〇〇 (町内名) 〇〇〇〇〇 (町内名) 〇〇〇〇〇 (町内名) 〇〇〇〇〇 (町内名)	炊出し・給水班 《班长》 〇〇〇〇〇 (町内名) 《副班长》 〇〇〇〇〇 (町内名) 〇〇〇〇〇 (町内名) 〇〇〇〇〇 (町内名) 〇〇〇〇〇 (町内名) 〇〇〇〇〇 (町内名)	防犯活動班 《班长》 〇〇〇〇〇 (町内名) 《副班长》 〇〇〇〇〇 (町内名) 〇〇〇〇〇 (町内名) 〇〇〇〇〇 (町内名) 〇〇〇〇〇 (町内名) 〇〇〇〇〇 (町内名)
◎地域住民の防災意識 高揚の活動の主干 ・ 防災訓練 ・ 防災マップ ・ 防災関係資料の作成、配付 ・ 防災資材・機材の保有 状況確認 ・ 火災報知機設置確認	避難場所の非常食 ・ 避難用品の保有状況確認・整備  ・ 炊出しおよび給水 ・ 支援物資の配付	・ 見守り、パトロール ・ 既存の活動団体と連携して防犯活動の充実 ・ 危険個所の把握と改善要望
・ 水害、地震などに備え、避難場所及び避難経路の確認と周知 ・ 災害弱者の避難対策 ・ 災害時の避難誘導	・ 負傷者の救出・救護 ・ 医療機関への連絡  ◎看護師OBを登録し、災害時には対応をお願いする	
・ 水害、地震などにおける町内間の連絡	・ 救出・救護班 《班长》 〇〇〇〇〇 (町内名) 《副班长》 〇〇〇〇〇 (町内名) 〇〇〇〇〇 (町内名) 〇〇〇〇〇 (町内名) 〇〇〇〇〇 (町内名)	

## 第2章 各運営班の業務編

### ①事務局

運営全般  
事務処理  
受付対応

### ②本部

統括  
指示  
対応（市対策本部・ボランティア・マスコミ・避難者・外部問い合わせ  
処理  
連絡（掲示板・

### ③炊き出し給水班

非常食・避難用品確認整備  
炊き出し・配給  
給水車

### ④防災防火班

避難所設置  
防災マップ管理・活用  
防災資料・資材保有  
災害状況確認

### ⑤避難誘導班

避難所設置  
災害弱者の避難対策  
避難誘導

### ⑥救出救護班

救護所設置  
負傷者救出・救護  
医療機関との連携

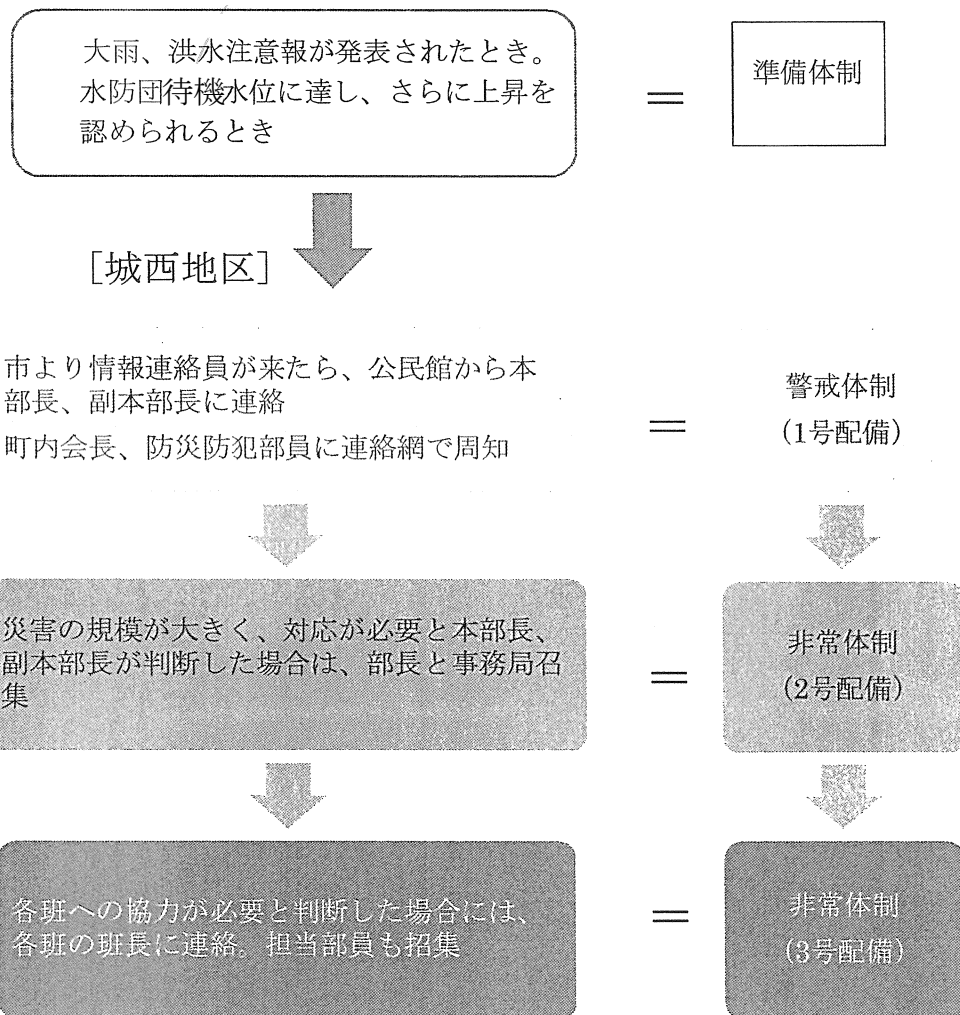
### ⑦防犯活動班

防犯活動（パトロール・声掛け・啓発）

◆災害対策配備フロー

災害が発生したとき または災害が発生する恐れがあるとき

[津山市の体制]





## 【津山市の配備基準】

### 災害警戒本部

#### ○レベル1

(初動配備)・暴風、暴風雪、大雨、洪水警報のひとつ以上が発表されたとき

(1号配備)・大雪警報が発表され、かつ降雪地域の支所長・出張所長が必要と判断したとき

- ・水防警報（水防団出動）が発表されたとき
- ・局地的豪雨、豪雪、火災、爆発、その他大規模な事故が発生したとき
- ・震度4または震度5弱の地震が発生したとき
- ・その他災害が発生するおそれがあり、市長の指示があったとき

### 災害対策本部

#### ○レベル2

(2号配備)・市域に災害が発生した場合で、災害対策を緊急に実施する必要があるとき

- ・火災・爆発その他重大な事故により被害が発生し、1号配備では対処できないとき
- ・その他、災害等事態が拡大する恐れがあり、市長または災害警戒本部長の指示があったとき

#### ○レベル3

(3号配備)・発生災害が拡大し、被害が甚大と予想される時

- ・火災、爆発、その他重大な事故により被害が発生し、2号配備では対処できないとき
- ・震度5強以上の地震が発生したとき
- ・特別警報が発表されたとき

### 【城西地区の申し合わせ】

- 1、レベル1で、情報連絡員(津山市職員)が公民館に来たら、防災防犯部員、町内会長に連絡網で知らせる。連絡が取れない場合もあるので、部員は津山市の配備基準に沿って行動する
- 2、避難所開設など、状況が変化した場合には再度連絡網を回す
  - ・避難所開設
  - ・招集 など

### 【参考：標高】

城西公民館	97	m	西小学校	95～96	m	眼鏡市場	99	m
作州民芸館	95	m	信用金庫	97	m	吾平	100	m
ユニクロ	98	m	ローソン	98	m	児童公園	96	m

# 警戒レベル4で 全員避難

(水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わりました)

津山市災害警戒(対策)本部では、今年の出水期から「警戒レベル」を用いた避難情報等の発令を行っています。市が発令する警戒レベルと市民が取るべき行動は、次のとおりです。

- ・警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始 ⇒ **高齢者等は避難する**
- ・警戒レベル4 避難勧告 または、避難指示(緊急) ⇒ **全員避難する**
- ・警戒レベル5 災害発生情報 ⇒ **命を守る最善の方法を取る**

## 警戒レベルと市民が取るべき行動

※警戒レベルは、1～5の順番で発表・発令されるとは限りません。  
気象・災害状況に応じたレベルで発表・発令を行います。



**警戒レベル1**  
**早期注意情報**  
(気象庁が発表)  
最新の気象情報などに注意してください。

**警戒レベル2**  
**大雨注意報  
洪水注意報等**  
(気象庁が発表)  
避難に備え、避難場所や経路、避難のタイミングなどの再確認と避難情報の確認手段の再確認などをしてください。

**警戒レベル3**  
**避難準備・高齢者等避難開始**  
(津山市が発令)  
高齢者等、避難に時間を要する人(要配慮者)やそのお世話をする人は、避難を開始してください。その他の人は、避難のための準備をしてください。

**警戒レベル4**  
**避難勧告  
避難指示(緊急)**  
(津山市が発令)  
速やかに、避難の行動をとってください。災害が発生するおそれが極めて高い状態等で、避難が難しいと判断した場合は、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋へ移動するなど、緊急の避難をしてください。

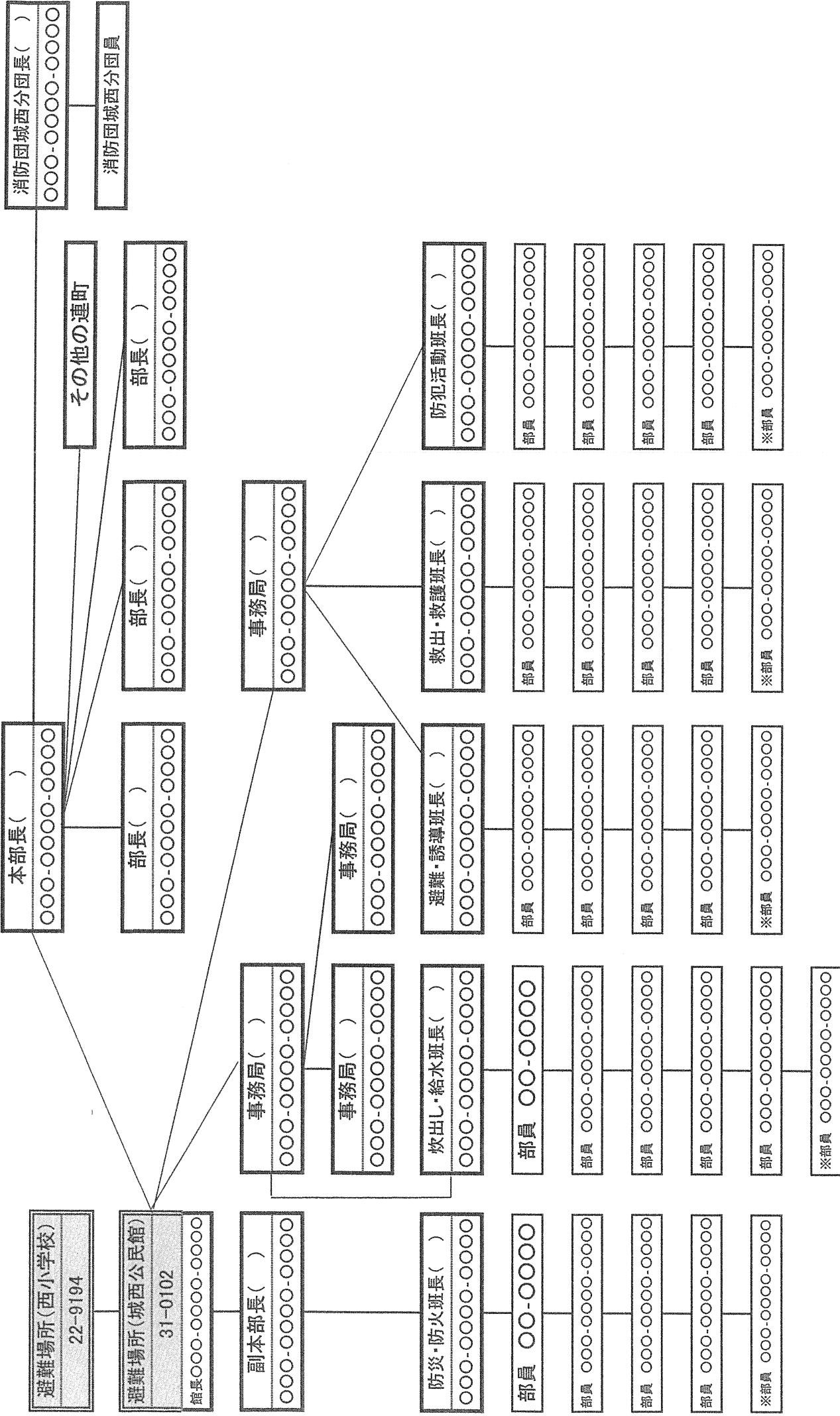
**警戒レベル5**  
**災害発生情報**  
(災害の発生を把握した場合に可能な範囲で発令します)  
(津山市が発令)  
既に、災害が発生しています。命を守る最善の行動を取ってください。

警戒レベル3で  
高齢者等は避難

警戒レベル4で  
全員が避難



# 城西支部 城西支部自主防災協議会 緊急連絡網



※印の担当部員は連絡がきた旨を班長に知らせること。